

仙台市情報・産業プラザ（ネ！ットU）の

「仙台市中小企業活性化センター」移行と施設貸出等変更について

仙台市では、中小企業支援の拠点施設とするため、平成 29 年 4 月 1 日より、仙台市情報・産業プラザ（ネ！ットU）を、新たに「仙台市中小企業活性化センター」とします。中小企業の支援等のため、下記のとおり施設の貸出し等が変わりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

①諸室の予約開始時期が変更になります

平成 29 年 4 月 1 日申込分より、「セミナールーム 1・2」「主催者・来賓控室」「特別会議室」の予約開始時期を下記のとおり変更します。

	いままで	平成 29 年 4 月 1 日以降
抽選申込期間	使用日の属する月の 7 か月前の 16 日から末日	使用日の属する月の 4 か月前の 16 日から末日
予約申込開始日	使用日の属する月の 6 か月前の 2 日から	使用日の属する月の 3 か月前の 2 日から

※多目的ホールの抽選申込期間、予約申込開始日に変更はありません。

②先行予約の適用条件が変わります

現行の制度を見直し、平成 29 年 4 月 1 日申込分より、下記の団体等を先行予約の対象とします。

主催団体または共催団体	先行予約が認められる催事
・国、地方自治体 ・国、地方自治体関連機関 (独立行政法人、国立大学法人、外郭団体等) ・公益財団法人、公益社団法人	・中小企業支援催事（非営利） ・全国的もしくは国際的催事
・一般財団法人、一般社団法人 ・学校法人 ・特定非営利法人 ・商工会議所・商工会、中小企業団体中央会等	・中小企業支援催事（非営利）
・学会・研究会	・全国的もしくは国際的催事

先行予約は、多目的ホールは 24 か月前、諸室は 12 か月前（多目的ホールと同時利用する場合は 24 か月前）から可能です。詳しくは、受付にてお尋ねください。

裏面に続く

③営利目的利用時の使用料について改めます

中小企業支援のため、平成 29 年 4 月 1 日申込分より、営利目的利用時でも、下記の場合であれば 3 倍料金を適用しないこととします。

平成 29 年度より営利目的使用時でも 3 倍料金を適用しないケース
・ 中小企業、個人事業主
・ 公益財団法人、公益社団法人（中小企業支援催事の場合）
・ 一般財団法人、一般社団法人（中小企業支援催事の場合）
・ 学校法人（中小企業支援催事の場合）
・ 特定非営利法人（中小企業支援催事の場合）
・ 商工会議所・商工会、中小企業団体中央会 等（中小企業支援催事の場合）
・ 学会・研究会

④Wi-Fi が利用できるようになります

平成 29 年度より、施設内で使用できる無料の Wi-Fi を導入します。部屋の鍵を貸し出す際に、パスワードをお伝えいたします。セミナー、会議等にご利用ください。

⑤情報化研修室、講師控室 1・2 の貸出を終了します

中小企業支援に使用するため、「情報化研修室」、「講師控室 1・2」の貸出を終了します。下記日時まではいまままでおご利用いただけますので、ご利用ください。

施設名	最終使用可能日
情報化研修室	平成 29 年 2 月 28 日（火）
講師控室 1・2	平成 29 年 3 月 31 日（金）

（問合せ先）①～⑤ 仙台市経済局地域産業支援課 022-214-1003

⑥展示スペース 1・2 の予約方法が変わります

期日前投票所の安定的な運営のため、平成 29 年 4 月 1 日申込分より、「展示スペース 1・2」の予約方法を変更します。

- ・ 市民利用施設予約システム（WEB）からの予約を中止し、電話または受付での予約のみとなります。（電話予約の場合、電話予約から 8 日以内かつ使用日の 21 日前までに施設受付に来ていただく必要があります）
- ・ 予約可能期間を〈使用日の属する月の 3 か月前の月の 2 日から 使用日の 21 日前まで〉とし、申込みの先着順となります。（抽選は実施しません）

その他詳しくは専用のチラシにてご確認ください。

※本変更に伴う移行調整のため、平成 29 年 4 月以降利用分の申込を一時中止します。平成 29 年 4 月以降利用分については、平成 29 年 4 月 1 日以降に受け付けます。

（問合せ先）⑥ 仙台市選挙管理委員会選挙管理課 022-214-2023